

相談支援の手引き（千葉市）



千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課

令和3年12月 改訂版

本手引きの内容は、制度改正等に伴い、
事前の予告なしに変更されることがあります。

目 次

第1部	千葉市における相談支援体制	- 1 -
Ⅰ	相談支援体系	- 1 -
Ⅱ	千葉市の相談窓口	- 2 -
第2部	計画相談支援及び障害児相談支援	- 3 -
Ⅰ	計画相談支援及び障害児相談支援の内容	- 3 -
1	サービス利用支援及び障害児支援利用援助	- 3 -
2	継続サービス利用支援及び継続障害児支援利用援助	- 5 -
3	相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い	- 8 -
4	相談支援専門員の員数の標準	- 8 -
Ⅱ	サービスの具体的取扱方針	- 9 -
1	サービス利用支援等	- 9 -
2	継続サービス利用支援等	- 11 -
Ⅲ	計画相談支援給付費等の支給期間とモニタリング期間の取扱い	- 11 -
1	計画相談支援給付費等の支給期間	- 11 -
2	モニタリング期間に係る開始月と終期月	- 12 -
Ⅳ	介護給付費等の支給決定事務の概要	- 14 -
1	支給決定の流れ	- 14 -
2	暫定支給決定時における関係機関の対応	- 19 -
3	指定特定相談支援事業者等を変更する場合の手続き	- 20 -
第3部	地域相談支援	- 25 -
Ⅰ	地域相談支援の内容	- 25 -
1	地域移行支援	- 25 -
2	地域定着支援	- 25 -
Ⅱ	サービスの具体的取扱方針	- 26 -
1	地域移行支援	- 26 -
2	地域定着支援	- 28 -
Ⅲ	地域相談支援給付決定	- 28 -
1	障害支援区分認定調査	- 28 -
2	地域相談支援給付決定の際の勘案事項	- 28 -
3	当該事項を勘案すべき事項として定める趣旨	- 29 -
4	地域相談支援給付決定の有効期間	- 30 -

第1部 千葉市における相談支援体制

I 相談支援体系

平成22年12月の障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により相談支援体系が見直され、平成25年4月の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の施行により、表1のように整理された。

●表1 相談支援体系

	市町村による 相談支援	計画相談支援	障害児相談支援	地域相談支援
実施主体	市町村	指定特定 相談支援事業者	指定障害児 相談支援事業者	指定一般 相談支援事業者
事業者 指 定	—	市町村	市町村	都道府県・ 指定都市・中核市
対象者	全ての障害児・者 及びその家族等	・障害福祉サービスを 申請した障害児・ 者 ・地域相談支援を申 請した障害者	障害児通所支援を 申請した障害児 ※障害児入所支援は 児童相談所におい て専門的な判断を 実施	【地域移行支援】 入所・入院している 障害者等 【地域定着支援】 緊急時等の支援体 制が必要な障害者
サービ ス 内 容	日常生活等 に関する相談、情報 提供等	・サービス利用支援 ・継続サービス利用 支援	・障害児支援利用援助 ・継続障害児支援 利用援助	・地域移行支援 ・地域定着支援
根拠法	障害者総合支援法	障害者総合支援法	児童福祉法	障害者総合支援法

1 市町村による相談支援

市町村の責任において実施する事業で、日常生活等に関する相談・情報提供等を各区に開設した障害者基幹相談支援センターへの業務委託により実施している。

2 計画相談支援

指定特定相談支援事業者により提供されるサービスで、障害福祉サービスの利用を申請した障害児・者にかかるサービス等利用計画作成等を実施している。

3 障害児相談支援

指定障害児相談支援事業者により提供されるサービスで、障害児通所支援の利用を申請した障害児にかかる障害児支援利用計画作成等を実施している。

4 地域相談支援

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行に係る支援（地域移行支援）と、居宅において単身で生活する障害者等について常時の連絡体制の確保及び緊急時の相談等を行う支援（地域定着支援）を実施している。

Ⅱ 千葉市の相談窓口

(1) 各区高齢障害支援課

<連絡先>

区	所在地	電 話	F A X
中央区	〒 260-8511 中央区中央4-5-1 Qiball（きぼーる）13階	043-221-2152	043-221-2602
花見川区	〒 262-8510 花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センター1階	043-275-6462	043-275-6317
稲毛区	〒 263-8550 稲毛区穴川4-12-4 稲毛保健福祉センター1階	043-284-6140	043-284-6193
若葉区	〒 264-8550 若葉区貝塚2-19-1 若葉保健福祉センター1階	043-233-8154	043-233-8251
緑 区	〒 266-8550 緑区鎌取町226-1 緑保健福祉センター1階	043-292-8150	043-292-8276
美浜区	〒 261-8581 美浜区真砂5-15-2 美浜保健福祉センター1階	043-270-3154	043-270-3281

<主な役割>

身体障害者（児）・知的障害者（児）の各福祉法の援助、身体障害者手帳・療育手帳の受付、障害者総合支援法の支給決定、各種給付（手当・医療費助成）等に関する相談

(2) 障害者基幹相談支援センター

<連絡先>

区	所在地	電 話	F A X
中央区	〒 260-0855 中央区市場町2-15-201	043-445-7733	043-445-7785
花見川区	〒 262-0025 花見川区花園1-10-8	043-306-8293	043-306-8294
稲毛区	〒 263-0015 稲毛区作草部 2-4-6	043-254-0671	043-290-6530
若葉区	〒 264-0016 若葉区大宮町 2112-8	043-312-2853	043-265-5405
緑 区	〒 266-0031 緑区おゆみ野4-22-6 初芝第5ビル101	043-312-4891	043-312-4892
美浜区	〒 261-0004 美浜区高洲3-14-1-508	043-307-5122	043-307-3682

<主な役割>

ワンストップの相談窓口として、様々な障害の種別や各種のニーズに対応できる相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取組、地域自立支援協議会の運営、権利擁護・虐待の防止、障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信

第2部 計画相談支援及び障害児相談支援

I 計画相談支援及び障害児相談支援の内容

1 サービス利用支援及び障害児支援利用援助

(1) サービスの内容

サービス利用支援及び障害児支援利用援助（以下「サービス利用支援等」という。）とは、以下の支援のいずれも行うものをいう。

ア 障害福祉サービスの申請（変更の申請）に係る障害者若しくは障害児の保護者、地域相談支援の申請（変更の申請）に係る障害者、障害児通所支援の申請（変更の申請）に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用するサービスの種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案（以下「サービス等利用計画案等」という。）を作成する。

【サービス等利用計画案等の記載事項】

- ① 利用者及びその家族の生活に対する意向
- ② 総合的な援助の方針
- ③ 生活全般の解決すべき課題
- ④ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
- ⑤ 福祉サービス等の種類、内容、量
- ⑥ 福祉サービス等を提供する上での留意事項
- ⑦ モニタリング期間

※ 指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）以外の者が作成する場合（以下「セルフプラン」という。）のサービス等利用計画案等の記載事項についても、上記に準じることとする（⑦を除く。）。

イ 支給決定又は支給決定の変更の決定後に、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定又は地域相談支援給付決定に係るサービスの種類及び内容、担当者その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画等を作成する。

【サービス等利用計画等の記載事項】

サービス等利用計画案の内容に加え、以下の事項を追加。

- ① 福祉サービス等の利用料
- ② 福祉サービス等の担当者

(2) 対象者

ア 計画相談支援

障害福祉サービスの申請（変更の申請）に係る障害者・障害児の保護者又は地域相談支援の申請（変更の申請）に係る障害者。

ただし、当該申請者が、介護保険制度のサービスを利用する場合については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「ケアプラン」という。）の作成対象者となるため、介護保険サービスへの居宅介護等の上乗せのみの場合は、サービス等利用計画案の提出は求めない。

障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合であって各区高齢障害支援課長がサービス等利用計画案の作成が必要と認められる場合に提出を求めるものとする。なお、障害福祉サービス固有のものと認められるサービスであっても、ケアプランで対応できるときは、サービス等利用計画案の作成は求めないものとする。

また、障害児が児童福祉法に基づく障害児通所支援と障害福祉サービスの両方を利用する場合には、計画相談支援及び児童福祉法に基づく障害児相談支援の対象となるが、報酬については障害児相談支援給付費のみ支給することとなるため、運用上、計画相談支援の支給決定はしないこととする。

イ 障害児相談支援

障害児通所支援の申請（変更の申請）に係る障害児の保護者。

※ 障害児入所支援については、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象外である。

●利用するサービスと対象となる相談支援の種類（例）

	利用するサービス	計画相談支援	障害児相談支援
障害者	障害福祉サービスのみ	○	×
	地域相談支援のみ	○	×
	地域生活支援事業のみ	×	×
	障害福祉サービス及び地域生活支援事業	○	×
	地域相談支援及び地域生活支援事業	○	×
	障害福祉サービス（行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）及び介護保険制度のサービス	○	×
	障害福祉サービス（居宅介護等の上乗せのみ）及び介護保険制度のサービス	×	×
障害児	障害福祉サービスのみ	○	×
	障害児通所支援のみ	×	○
	障害児入所支援のみ	×	×
	地域生活支援事業のみ	×	×
	障害福祉サービス及び障害児通所支援	×	○
	障害福祉サービス及び地域生活支援事業	○	×
	障害児通所支援及び地域生活支援事業	×	○

【例】障害児通所支援を利用していた障害児が、４月１日から障害福祉サービスに切り替わる場合

⇒３月３１日までは障害児相談支援、４月１日からは計画相談支援の対象となる（３月３１日付けで障害児相談支援の支給を終了する。）。サービス等利用計画を作成し、利用者から文書による同意を得る日を４月（障害児相談支援の支給期間の終期月の翌月に属する日）にすること。

2 継続サービス利用支援及び継続障害児支援利用援助

(1) サービスの内容

継続サービス利用支援及び継続障害児支援利用援助（以下「継続サービス利用支援等」という。）とは、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、当該者に係るサービス等利用計画等が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間（以下「モニタリング期間」という。）ごとに、サービスの利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画等の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

ア サービス等利用計画等を変更するとともに、関係者との連絡調整等の便宜を供与。

イ 新たな支給決定若しくは支給決定の変更の決定が必要と認められる場合において、当該支給決定障害者等に対し、当該申請の勧奨を行う。

(2) 対象者

指定特定相談支援事業者等が提供したサービス利用支援等によりサービス等利用計画等が作成された支給決定障害者等。

（指定特定相談支援事業者等以外の者がサービス等利用計画案等を作成した場合については継続サービス利用支援等の対象外となる。）

(3) モニタリング期間の設定

モニタリング期間については、各区高齢障害支援課が、指定特定相談支援事業者等の提案を踏まえて以下の勘案事項及び期間を勘案して、個別の対象者ごとに定める。

ア 勘案事項

- a 障害者等の心身の状況
- b 障害者等の置かれている環境
 - ・ 地域移行等による住環境や生活環境の変化、家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境の変化、ライフステージ（乳幼児期から学齢期への移行、学齢期から就労への移行等）の変化の有無 等
- c 総合的な援助の方針（援助の全体目標）
- d 生活全般の解決すべき課題
- e 提供されるサービスの目標及び達成時期
- f 提供されるサービスの種類、内容及び量
- g サービスを提供する上での留意事項

イ 期間

- a 支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者
→ 1月（毎月）ごと
（ただし、当該支給決定又は支給決定の変更に係る障害福祉サービスの利用開始日から起算して3月間に限る。）
- b 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者（いずれもaに掲げる者を除く。）のうち次に掲げるもの

→ 1月（毎月）ごと

- (a) 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
- (b) 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
- (c) 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者
- c 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者（a及びbに掲げる者を除く。）のうち次に掲げるもの

→ 3月ごと

- (a) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助（日中サービス支援型に限る。）を利用する者
- (b) 65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者（（a）に掲げる者を除く。）
- d 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を利用する者（aに掲げる者及び地域移行支援を利用する者を除く。）、療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者若しくは地域定着支援（いずれもaからcに掲げる者を除く。）又は地域移行支援を利用する者（aに掲げる者を除く。）

→ 6月ごと

※ 重度障害者等包括支援については、当該サービスの指定基準において相談支援専門員であるサービス提供責任者が当該サービスの実施状況の把握等を行うこととされているため、原則として、支給決定の有効期間の終期のみ継続サービス利用支援を実施。

ウ モニタリング期間を決定する際に留意すべき事項

当該期間はあくまで利用するサービス等に応じて設定した標準期間であることを踏まえ、一律に標準期間に沿って設定するのではなく、アセスメントにより勘案すべき事項の状況を把握した相談支援専門員の提案等も十分に踏まえながら標準期間を設定する。

さらに、標準期間において示した状態像以外であっても、例えば本人の特性、生活環境、家庭環境等などにより、以下のような状態像となっている利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

（具体例）

- ・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者
- ・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者
- ・障害福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な者
- ・複数の障害福祉サービス等を利用している者
- ・家族や地域住民等との関係が不安定な者

下記に掲げる者は、上記の状況に該当する場合が多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。

- ・単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）
- ・複合的な課題を抱えた世帯に属する者
- ・医療観察法対象者
- ・犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等）
- ・医療的ケア児
- ・強度行動障害児者
- ・被虐待者又は、その恐れのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）

モニタリング頻度は、モニタリング結果の検証等を行う等により必要に応じて見直しを行うこと。

モニタリング実施標準期間は表2のとおりである。

●表2

対象者		モニタリング実施標準期間
新規サービス利用者		1 月間 ※利用開始から 3 月のみ
在宅 障害児 通所 福祉 支援 サ ー ビ ス	集中的支援が必要な者	1 月間
	就労定着支援、自立生活援助、 日中サービス支援型共同生活援助	3月間
	居宅介護、行動援護、同行援護 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練	3 月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援	6月間 ※ 6 5 歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者は 3 月間
【施設入所等】 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援		6月間

【例】3月1日から新規で居宅介護を利用する場合

⇒モニタリング期間は、3月から5月までの3か月間は1か月（毎月）ごと、その後は3か月ごととなる。

3 相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い

相談支援専門員が担当する障害者等が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合（地域相談支援に係る指定一般相談支援事業所又は自立生活援助事業所と兼務する場合は除く。）については、サービス提供事業所との中立性の確保や、サービス提供事業所と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、以下のやむを得ない場合を除き、当該者が利用するサービス提供事業所と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援等を実施することを基本とする。

また、支給決定の更新又は支給決定の変更に係るサービス利用支援等についても、当該者が利用するサービス提供事業所と兼務しない相談支援専門員が実施することを基本とする。

- ・支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等から概ね3ヶ月以内の場合（サービス利用支援等とその直後の継続サービス利用支援等は一体的な業務であること、また、指定特定相談支援事業者等の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予。）
- ・その他市がやむを得ないと認める場合（障害福祉サービス課協議により判断。）

【例】A 特定相談支援事業所と B 生活介護事業所を兼務する C 相談支援専門員が、9月1日から B 生活介護事業所を利用する D さんのサービス等利用計画案を作成した場合
⇒原則として11月末までは C 相談支援専門員がモニタリングを実施しても構わないが、12月以降のモニタリングは B 生活介護事業所と兼務しない相談支援専門員が実施しなければならない。

【例】A 特定相談支援事業所と B 生活介護事業所を兼務する C 相談支援専門員が、同じ法人内の D 就労移行支援事業所を9月1日から利用する E さんのサービス等利用計画案を作成した場合（E さんは D 就労移行支援事業所のみを利用）
⇒C 相談支援専門員が D 就労移行支援事業所の職員を兼務していなければ、モニタリング及び計画作成に制限はない。

4 相談支援専門員の員数の標準

相談支援専門員の配置は1ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とし、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。ここでいう「1ヶ月平均」とは、当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数を指すものであり、「利用者の数」とは、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数を指し、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所を一体的に運営している場合には、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数についても含むものとする。

Ⅱ サービスの具体的取扱方針

1 サービス利用支援等

(1) 計画作成にあたっての留意点

※以下、『サービス等利用計画作成サポートブック』（日本相談支援専門員協会）を元に作成

ア エンパワメントの視点が入っているか

サービス等利用計画等は、従来の医療モデルではなく、利用者の意思決定を尊重した社会・生活モデルに基づき、利用者の思いや希望をもとに、意思を尊重したライフスタイルを支援する計画となるべきである。

利用者自身が本来持っている力（ストレングス）を引き出すことにより、自分の生活を自分で作っていく姿勢が反映されるサービス等利用計画等が求められる。サービス等利用計画等の作成にあたっては、常にその計画にエンパワメントの観点が入っているか確認することが必要である。

イ アドボカシーの視点が入っているか

相談支援は、単にサービスを調整するだけでなく、自らの意思を表出していくことに困難を抱える利用者の意思や置かれている立場を代弁するという権利擁護（アドボカシー）の観点に立って、利用者の自己決定・自己選択を支援していくことが重要である。このような本人の権利を擁護する立場に立って、代弁機能や代理機能を果たしつつサービス等利用計画等を作成するとともに、作成したサービス等利用計画等の中にそのような権利擁護の視点が入っているかを確認する必要がある。

ウ トータルな生活を支援する計画となっているか

サービス等利用計画等の作成にあたっては、公的なサービス単体（公的なサービス等）が記入されているだけでは不十分である。生活に困難を抱えサービスを利用して生活する状況にある利用者の生活全体が考慮されて、望む生活を可能とする支援が網羅され、関わる人たちがそれぞれ役割を果たせるような、利用者の生活をトータル（総合的）に支援する計画となっているかを確認する必要がある。

エ 連携・チーム計画となっているか

サービス等利用計画等は、サービス担当者会議で利用者、サービス提供者、関係機関等が合意した結果をもとに、支援の内容やそれぞれの提供者、関係機関等の役割を盛り込んだ計画とする。この計画は、利用者に分かりやすいものであると同時に、支援に関わる提供者や機関等が支援の方向性を共有できるツールともなる。そのために、サービス等利用計画等の様式を統一するとともに、利用者のニーズや課題をどの機関がどのように支援していくのか、計画に支援の全体像と支援目標、役割分担を明確に記載することが必要である。また、このサービス等利用計画等をもとにサービスが提供されることになった場合、個別のサービス提供事業者や関係機関等が作成する個別支援計画と整合性が取れているかを確認する必要がある。

オ サービス担当者会議が開催されているか

サービス等利用計画等の作成過程におけるインテーク、アセスメントを通じて利用者のニーズや課題が明らかになった時点で、利用者の了解を得て必要なサービス提供事業者や関係機関等が集まり、サービス担当者会議が開催される。サービス担当者会議では、相談支援専門員がサービス等利用計画案等を提示し、会議に参加した多様な事業者や関係機関等からなるチーム

で、当面の課題解決に向けた支援の内容やそれぞれの役割、今後の支援の方向性を確認する。
このような手続を踏んでサービス等利用計画等が作成されているかを確認する必要がある。

カ ニーズに基づいた計画となっているか

インテークで把握した当事者からの情報に加え、個人情報保護に配慮しながら利用者をよく知るサービス提供事業者や関係機関等からの情報を集め、相談支援専門員としてニーズ評価（アセスメント）を行う。このようなニーズに基づいたサービス等利用計画等になっているかを常に検証することが大切である。また、利用者自身が気付いていないニーズを発見して、計画に繋げることも大切である。さらに、地域に埋もれているニーズへのアプローチを意識させるサービス等利用計画等になっているかも確認する必要がある。

キ 中立・公平な計画になっているか

サービス等利用計画等は、地域でサービスを必要とする障害者等にサービスが公平にいきわたる観点から作成される必要がある。また、サービス等利用計画等を作成した相談支援専門員が所属する法人・事業所が提供するサービスだけが盛り込まれた計画になっていないか等、中立・公平な観点から作成されているかをチェックする必要がある。

ク 生活の質を向上させる計画となっているか

サービス等利用計画等作成の目的は、利用者のニーズに基づいて適切なサービスを提供して、望む生活を実現するとともに、質の高いサービスを提供して障害者等の生活の質（クオリティ・オブ・ライフ）の向上を図ることである。そのためには、サービス等利用計画等に基づくサービス提供のプロセスや結果、さらには効果の評価を通して、利用者の生活の質の向上の観点からサービス等利用計画等を確認する必要がある。

（２）アセスメント及び計画案の作成

相談支援専門員は、利用者の居宅等（利用者の居宅、障害者支援施設、精神科病院。障害児の場合は障害児の居宅。）を訪問し、利用者及びその家族に面接によるアセスメントを行い、サービス等利用計画案等（モニタリング期間の提案を含む。）を作成する。

アセスメントとは、利用者が既に提供を受けている福祉サービス等や障害者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要である。

なお、当該アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものである。

また、アセスメントの記録は、５年間保存しなければならない。

（３）計画案の交付

サービス等利用計画案等の内容について、文書により利用者等の同意を得た上で、当該サービス等利用計画案等を利用者等に交付する。

なお、サービス等利用計画案等は、５年間保存しなければならない。

(4) サービス担当者会議

支給決定後、指定障害福祉サービス事業者等と連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（当該利用者が利用する福祉サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催等により、サービス等利用計画案等の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。

なお、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定障害児通所支援事業者は、指定特定相談支援事業者等が行う連絡調整に協力しなければならない旨が省令において規定されている。

また、サービス担当者会議の記録は、5年間保存しなければならない。

(5) 計画の作成及び交付

(4) により求めた意見等を踏まえてサービス等利用計画等を作成し、文書により利用者等の同意を得た上で、利用者等及び当該利用者が利用する障害福祉サービス事業所等に交付するとともに、各区高齢障害支援課にも提出する。

なお、サービス等利用計画等は5年間保存しなければならない。

2 継続サービス利用支援等

相談支援専門員は、サービス等利用計画等の作成後においても、利用者及びその家族・福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行い、各区高齢障害支援課が支給決定の際に利用者に対して通知するモニタリング期間ごとに、利用者の居宅・精神科病院又は障害者支援施設等で面接を行い、その結果を記録することが必要である。

なお、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録及びモニタリングの結果の記録は、5年間保存しなければならない。

Ⅲ 計画相談支援給付費等の支給期間とモニタリング期間の取扱い

1 計画相談支援給付費等の支給期間

計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費（以下「計画相談支援給付費等」という。）の支給期間（月単位）については、運用上以下の取扱いとする。

(1) 支給期間の開始日

① 新規に計画相談支援給付費等の対象となる者

サービス利用支援を実施する月の初日（サービス等利用計画等を作成する月の初日）。

【例】障害福祉サービスの適用年月日が5月1日の場合でサービス等利用計画を4月に作成した場合

⇒計画相談支援給付費の支給期間の開始日は4月1日とする。

- ② 既に計画相談支援給付費等の対象となっている者

更新前の支給期間の翌月の初日

【例】更新前の支給期間が6月30日までの場合

⇒更新後の計画相談支援給付費の支給期間の開始日は7月1日となる。

(2) 支給期間の終期日

計画相談支援給付費等の支給期間の終期日は、計画相談支援対象者又は障害児相談支援対象保護者（以下「計画相談支援対象者等」という。）が利用する障害福祉サービス等の支給決定の有効期間のうち最長の有効期間の終期日を基本とする。

【例】生活介護（有効期間：令和5年7月31日まで）と行動援護（有効期間：令和3年7月31日まで）を利用している場合

⇒計画相談支援の支給期間の終期日は令和5年7月31日とする。

2 モニタリング期間に係る開始月と終期月

モニタリング期間の設定に当たっては、継続サービス利用支援等の実施月を特定するため、併せて、当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援等の開始月と終期月を設定することとする。

具体的には、以下の取扱いとする。

(1) 当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援等の開始月

継続サービス利用支援等の開始月については、支給決定の有効期間の終期月において継続サービス利用支援等を実施することを前提に、当該者に係るモニタリング期間を勘案して設定することとする。

（支給決定の有効期間の終期月においては、対象者の状況に応じて、継続サービス利用支援等と併せて支給決定の更新等のためのサービス利用支援等を実施（報酬はサービス利用支援等の報酬のみ算定）。）

なお、1人の者に対して複数の支給決定の有効期間の終期が設定される場合には、複数の支給決定の有効期間のうち最長の有効期間の終期月に継続サービス利用支援等を実施することを前提に、当該者に係るモニタリング期間を勘案して、継続サービス利用支援等の開始月を設定する。

(2) 当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援等の終期月

原則として、計画相談支援給付費等の支給期間の終期月（障害福祉サービス等の支給決定の有効期間の終期月）と同じとする。

ただし、モニタリング期間が1月（毎月）ごとの者については、継続サービス利用支援等の開始月を含め最長1年以内で終期月を設定する。

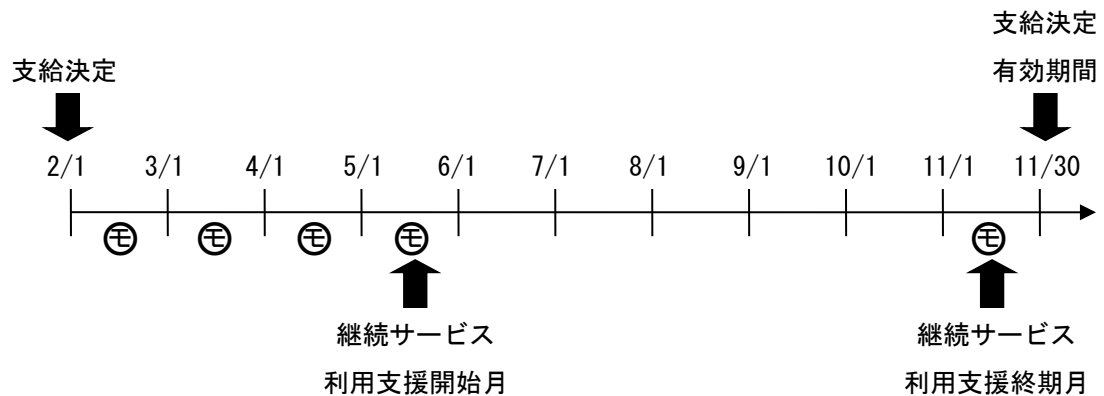
【例】 新規でサービスを利用する場合

○障害福祉サービスの支給決定有効期間の開始日が2月1日

○最長の支給決定有効期間の満了日が同じ年の11月30日

○モニタリング期間6月ごとの場合

⇒継続サービス利用支援の開始月は5月、終期月は11月となる。なお、このケースは新規なので、最初の3月間（2月～4月）は1月（毎月）ごとにモニタリングを実施する。



※⊗・・・モニタリング

●計画相談支援の受給者証記載イメージ

(五)	
計画相談支援給付費の支給内容	
支給期間	〇〇年〇月〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
指定特定相談支援事業所名 〇〇相談支援センター	
モニタリング期間 3月ごと(〇年〇月～〇年〇月) 〇年〇月、〇月 〇年〇月、〇月	
予備欄	
特定障害者特別給付費の支給内容	
施設入所支援	
支給額	円／日
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
共同生活援助又は重度障害者等包括支援	
支給額	円／月
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
予備欄	

IV 介護給付費等の支給決定事務の概要

1 支給決定の流れ

※ ここでは介護給付費若しくは訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給決定の流れについて記載するが、障害児通所支援についても基本的に介護給付費等に準ずる。

(1) 支給の申請

介護給付費等の支給を受けようとする障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援給付費等の支給を受けようとする障害者は、援護の実施主体となる各区高齢障害支援課に対し、「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」（様式第2号）を提出する。

(2) サービス等利用計画案の提出依頼

各区高齢障害支援課は、障害福祉サービスの申請（変更の申請）に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者に対して、サービス等利用計画案の提出を依頼する

（「サービス等利用計画案提出依頼書」（様式第3号）及び「計画相談支援依頼（変更）届出書」（様式第23号）を利用者に渡す。）。

ただし、当該申請者が、介護保険制度のサービスを利用する場合については、ケアプランの作成対象者となるため、介護保険サービスへの居宅介護等の上乗せのみの場合は、サービス等利用計画案の提出は求めない。障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合であって各区高齢障害支援課長がサービス等利用計画案の作成が必要と認められる場合に提出を求めるものとする。なお、障害福祉サービス固有のものと認められるサービスであっても、ケアプランで対応できるときは、サービス等利用計画案の作成は求めないものとする。

（3）指定特定相談支援事業者との利用契約

申請者が指定特定相談支援事業者（障害児の場合は、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受けたものに限る。以下同じ。）と計画相談支援の提供について利用契約を結ぶ。

（4）サービス等利用計画案の作成及び交付

指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画案（厚生労働省令で定める期間（モニタリング期間）に係る提案も記載。）を作成し、申請者に交付する。

（5）障害支援区分認定調査

障害支援区分の判定等のため、各区高齢障害支援課の認定調査員が、申請のあった本人等と面接をし、80項目の障害支援区分認定調査を行う。同行援護の利用を希望する場合は、同行援護アセスメント調査票による調査も併せて行う（同行援護の区分3以上支援加算の支給決定が不要と見込まれる場合等を除く）。

なお、障害児については、障害支援区分認定調査の代わりに5領域11項目の調査を行う。また、行動援護の申請があった場合は、障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）の調査を行い、障害者の場合と同様、10点以上が対象となる（てんかん発作について医師意見書は不要）。

（6）概況調査

認定調査に併せて、本人及び家族等の状況や、現在のサービス内容や家族からの介護状況等を調査する。

（7）医師意見書の聴取

各区高齢障害支援課は、千葉市障害者介護給付判定審査会各区審査部会（以下、「区審査会」という。）に障害支援区分に関する審査及び判定を依頼するに際し、申請に係る障害者の主治医等に対し、当該障害者の疾病、身体の障害内容、精神の状況、医学的知見から意見（医師意見書）を求める（二次判定において、一次判定を補足する資料として使用する。）。

(8) 一次判定（コンピュータ判定）

各区高齢障害支援課は、認定調査の結果及び医師意見書の一部項目を踏まえ、「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）の内容が組み込まれた一次判定用ソフトを活用した一次判定処理を行う。

(9) 区審査会での審査判定（二次判定）

ア 各区高齢障害支援課は、一次判定結果、概況調査、特記事項及び医師意見書を揃え、区審査会に審査判定を依頼する。

イ 区審査会は、一次判定の結果を原案として、特記事項及び医師意見書（一次判定で評価した項目を除く）の内容を総合的に勘案した審査判定を行う。

ウ 審査判定に際し、区審査会が特に必要と認めた場合は、本人、その家族、医師、その他関係者に意見を求めることができる。

エ 区審査会は、審査判定結果を各区高齢障害支援課へ通知する。

(10) 障害支援区分の認定

各区高齢障害支援課は、区審査会の審査判定結果に基づき、障害支援区分の認定を行う。

(11) サービス利用意向の聴取

各区高齢障害支援課は、障害支援区分の認定を行った申請者等の支給決定を行うため、申請者から介護給付又は訓練等給付の申請に係るサービスの利用意向を聴取する。

(12) サービス等利用計画案等必要書類の提出

各区高齢障害支援課からサービス等利用計画案等の提出を求められた申請者が各区高齢障害支援課に対し、以下の書類を提出。

- ・ 指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案
- ・ 計画相談支援給付費支給申請書（様式第22号）
- ・ 計画相談支援依頼（変更）届出書（契約した指定特定相談支援事業者に係る届出）

なお、各区高齢障害支援課からサービス等利用計画案の提出を求められた障害者等は、指定特定相談支援事業者以外のサービス等利用計画案の提出を希望する場合には、セルフプランを提出できる。

(13) 障害福祉サービス等支給決定案の作成

各区高齢障害支援課は、障害支援区分やサービス利用意向聴取の結果、サービス等利用計画案等を踏まえ、支給決定基準等に基づき、障害福祉サービス等支給決定案を作成する。

(14) 区審査会の意見聴取

各区高齢障害支援課は、作成した障害福祉サービス等支給決定案が支給決定基準等と乖離するときは、いわゆる「非定型の支給決定」等として区審査会において必要量等を検証の上、必要と認められる範囲内で支給決定を行う。

(15) 支給決定又は地域相談支援給付決定

各区高齢障害支援課は、支給決定又は地域相談支援給付決定の勘案事項、区審査会の意見、サービス等利用計画案等の内容を踏まえ、支給決定又は地域相談支援給付決定を行う。併せて計画相談支援給費の支給決定通知を行う。

なお、障害福祉サービス等の申請が却下された場合は、計画相談支援給付費等は支給されない。

(16) 受給者証等の交付

各区高齢障害支援課は、障害福祉サービス受給者証・地域相談支援受給者証及び決定通知を申請者に交付する。

(17) サービス担当者会議

指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、サービス担当者会議（サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求める（省令に基づき、会議等の記録は5年間保存しなければならないことに留意。）。

また、指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、申請者又はその家族に対して説明し、文書により申請者等の同意を得る。

(18) サービス等利用計画の作成

指定特定相談支援事業者は、支給決定に係る障害福祉サービス又は地域相談支援給付決定に係る地域相談支援の種類及び内容等を記載したサービス等利用計画を作成し、申請者等及び担当者に交付するとともに、支給決定又は地域相談支援給付決定を行った各区高齢障害支援課に提出する。

(19) 障害児について

障害児については、（5）及び（7）から（10）までについては行わず、代わりに5領域11項目の調査を行う。

NICU 等での集中治療を経て退院した直後の医療的ケア児については、5領域11項目の調査に加えて医療的ケアの判定スコアの調査における医師の判断を踏まえて支給の要否及び支給量を決定する。ただし、支給決定を行う保護者が判定スコアの調査を望まない場合は、これを省略できるものとする。

また、行動援護の申請があった場合は行動関連項目（12項目）の調査を、同行援護の申請があった場合は同行援護アセスメント調査票による調査を併せて行う。

(20) 訓練等給付について

（7）から（10）までは、訓練等給付のみの申請者には行わない。

(21) 同行援護について

ア 同行援護の利用を希望する障害者又は障害児の保護者が、(1)の申請をした場合にあっては、各区高齢障害支援課は(3)の障害支援区分認定調査を行う前に、同行援護アセスメント調査票による調査を行う。

なお、同行援護アセスメント調査票のうち、「視力障害」については、障害支援区分の認定調査項目「4群 視聴覚機能 視力」と同様の取扱いとして差し支えない。

イ (7)の医師意見書の聴取及び(8)の一次判定(コンピュータ判定)については行わないものとする。なお、上記アの同行援護アセスメント調査票による調査において、当該調査項目中「夜盲」については、必要に応じて医師意見書を添付することとなるが、この医師意見書は、区審査会に障害支援区分に関する審査及び判定を依頼する際の医師意見書等により「夜盲」であることが確認できる場合については、省略して差し支えない。

ウ 障害支援区分3の利用者を支援した場合の加算又は障害支援区分4以上の利用者を支援した場合の加算(以下「区分3以上支援加算」という。)を決定することが不要と見込まれる申請者の場合であっても、各区高齢障害支援課の判断により、(9)の区審査会での審査判定(二次判定)に準ずる形で同行援護アセスメント調査票の調査結果を用いて区審査会の意見を聴くこととしても差し支えない。

エ 盲ろう者を支援した場合の加算の対象者の判定に当たっては、必要に応じて医師意見書を添付することとなるが、身体障害者手帳において、聴覚障害6級以上に該当していることが確認できる場合については、省略して差し支えない。

オ (10)の障害支援区分の認定は、区分3以上支援加算を決定することが不要と見込まれる申請者の場合には行わないものとする。

(22) 地域相談支援給付について

(5)から(10)までについては、地域相談支援給付の申請者には行わない。

●支給決定プロセスの各段階で各区高齢障害支援課に提出するサービス等利用計画・障害児支援利用計画の様式

		サービス等利用計画・障害児支援利用計画の様式								サービス担当者会議議事録等、アセスメントシート等
		様式1-1	様式1-2	別紙1	別紙2	様式2-1	様式2-2	様式3-1	様式3-2	
		サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案	サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案（週間）	申請者の状況（基本情報）	申請者の状況（基本情報）（週間）	サービス等利用計画・障害児支援利用計画	サービス等利用計画・障害児支援利用計画（週間）	モニタリング報告書	継続サービス等利用計画・継続障害児支援利用計画（週間）	
①支給決定前（新規申請時）		○	○	○	○					■
②支給決定前（更新時）		○	○	△	△					■
③支給決定後（新規・更新時）						○	○			
④モニタリング	障害福祉サービス等の種類の追加、支給量の変更がある場合	○	○							■
	曜日や時間帯、事業所のみが変更になる場合							○	○	■
	特に変更がない場合							○		■

○：必須提出、△：内容に変更がある場合に提出、■：各相談支援事業所において保管

2 暫定支給決定時における関係機関の対応

訓練等給付に係る障害福祉サービスは、障害者本人の希望を尊重し、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、①当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向の確認、②当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断を行うための期間（暫定支給決定期間）を設定した支給決定（暫定支給決定）を行うこととしている。

暫定支給決定時における各区高齢障害支援課、サービス提供事業者及び指定特定相談支援事業者の対応は次のとおりとする。

- (1) サービス提供事業者は、暫定支給決定を受けた利用者と利用契約をしたときは、利用者のアセスメントを行って、暫定支給決定期間に係る適切な個別支援計画を作成し、当該計画に基づき支援を実施する。

その際、利用者の障害特性、適正等を十分に踏まえた個別支援計画の作成が可能となるよう、利用者の家族や関係機関と十分連携すること。

(2) サービス提供事業者は、暫定支給決定期間内に実施した利用者のアセスメント内容並びに個別支援計画、当該計画に基づく支援実績及びその評価結果をとりまとめ、各区高齢障害支援課が定める日までに各区高齢障害支援課及び当該利用者に指定計画相談支援を提供する指定特定相談支援事業者に提出する。

(3) 暫定支給決定期間経過後、利用者が引き続きサービスの継続を希望する場合、各区高齢障害支援課は、サービス提供事業者から提出のあった(2)の書類や当該指定特定相談支援事業者のモニタリング結果を踏まえ、サービスを継続することによる改善(維持を含む)効果が見込まれるか否かを判断し、改善効果が見込まれないと判定された場合は、各区高齢障害支援課、サービス提供事業者、当該指定特定相談支援事業者及び利用者(必要に応じて家族や関係機関等関係者の参加を求める。)による連絡調整会議を開催し、利用者にその旨を説明するとともに、今後のサービス利用について調整を行う(改善効果が見込まれる場合は不要)。

(4) (3)においてサービスを継続することによる改善(維持を含む)効果が見込まれると判断された場合は、個別支援計画に基づく本来的な訓練に移行する。

なお、各区高齢障害支援課は、当該判断に基づく支給決定を行うに当たっては、改めて指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求める必要はない。

(5) 本来的な訓練に当たっては、事業者は、暫定支給決定期間中のアセスメント結果等に基づき、標準利用期間(暫定支給決定期間を含む。)の範囲内で、適切なサービス提供期間を設定し、これを踏まえて作成した個別支援計画を利用者へ交付する。

3 指定特定相談支援事業者等を変更する場合の手続き

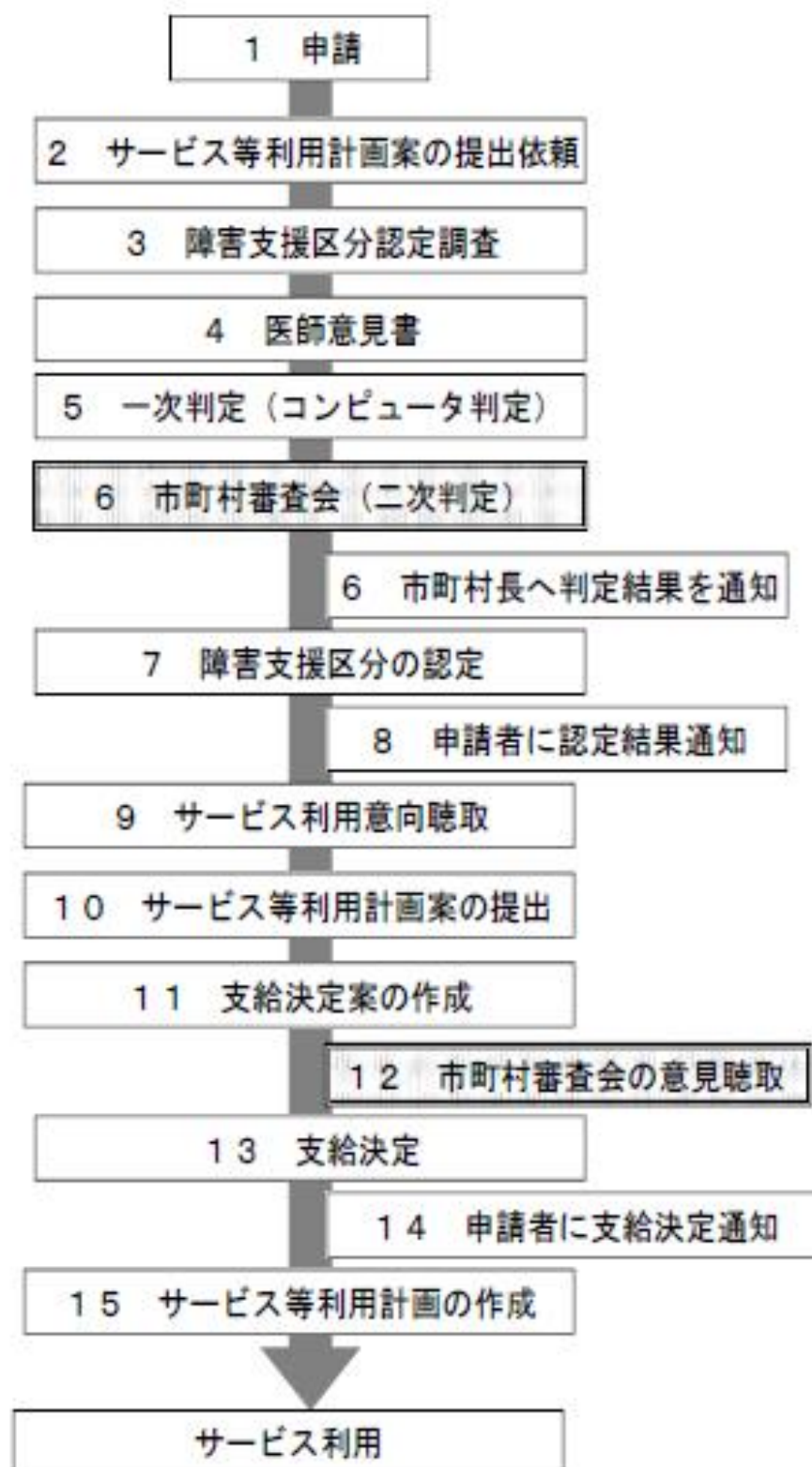
ア 利用者は、指定特定相談支援事業者等を変更する場合には、計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書について、受給者証を添付して、各区高齢障害支援課に提出する。

イ 各区高齢障害支援課は、計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書を受理したとき、指定特定相談支援事業者等の指定の確認や相談支援専門員の資格等について確認を行う。

ウ 各区高齢障害支援課は、指定特定相談支援事業者等の名称を変更した受給者証を発行し、届出者に交付する。

介護給付に係る支給決定の流れと審査会の位置付け（同行援護を除く。）

介護給付（同行援護を除く。）

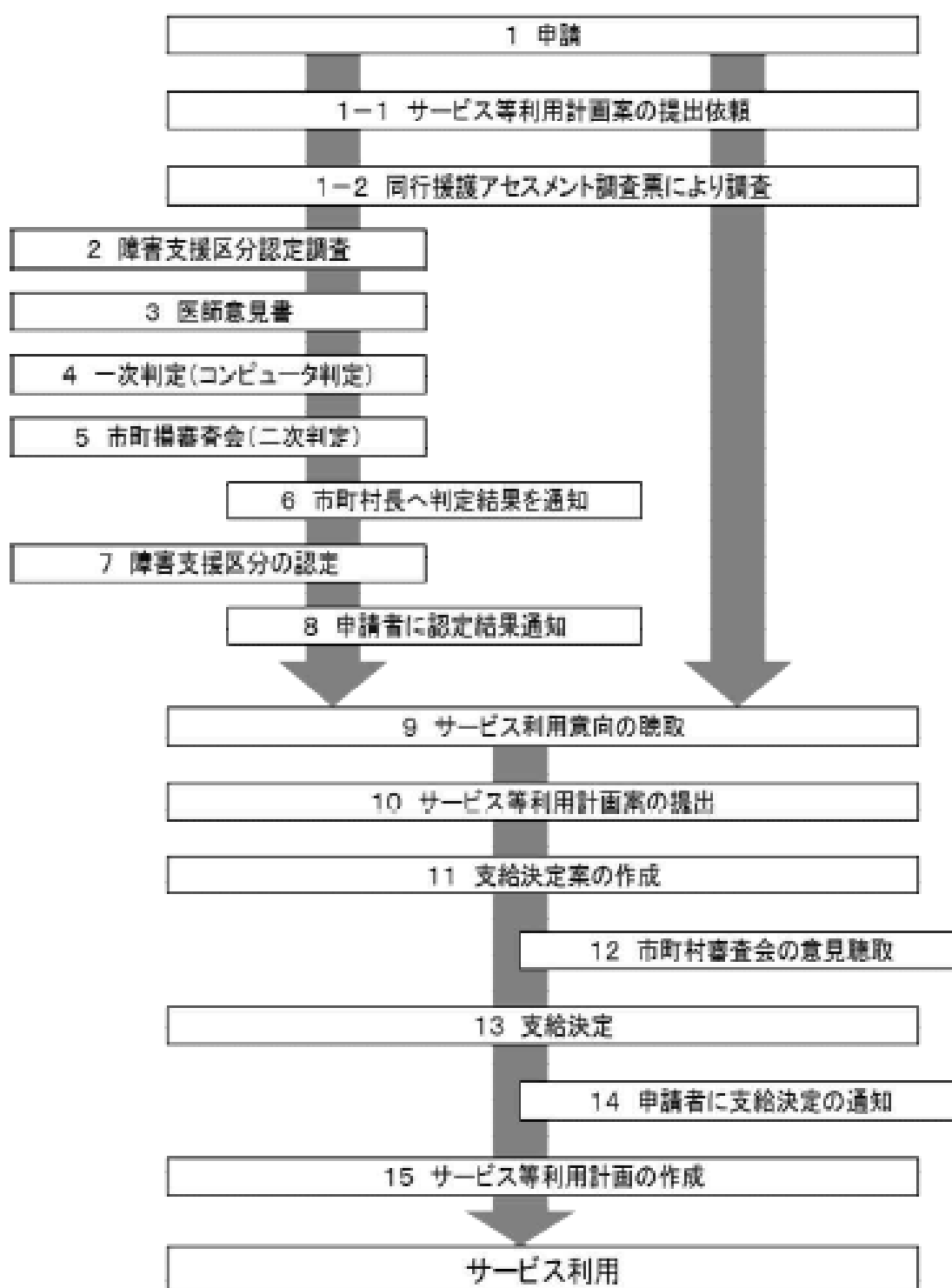


同行援護に係る支給決定の流れと審査会の位置づけ

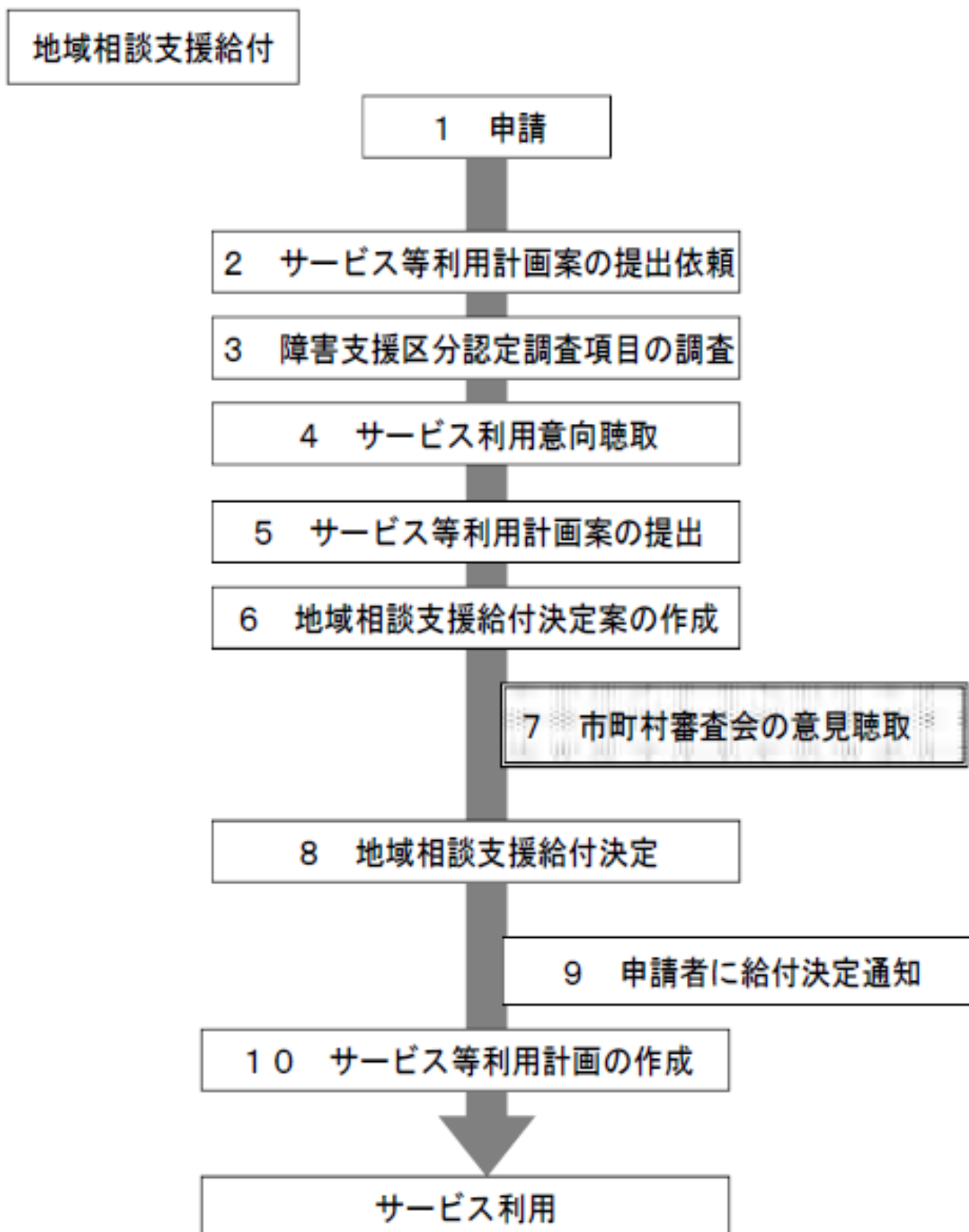
同行援護

【区分3以上支援加算の支給決定
が必要と見込まれる場合】

【区分3以上支援加算の支給決定
が不要と見込まれる場合】

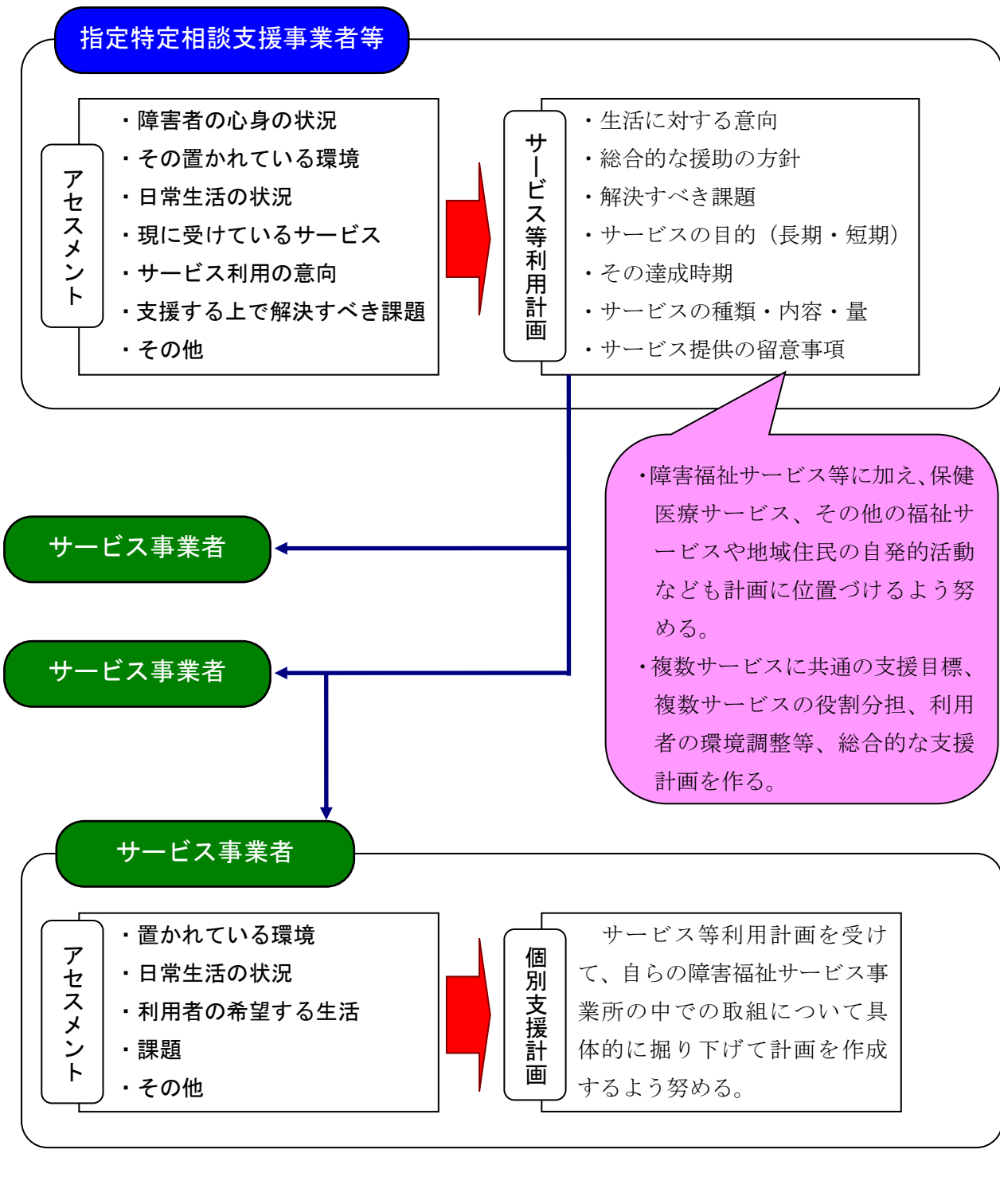


地域相談支援給付決定の流れと審査会の位置付け



●サービス等利用計画等と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画等については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画等における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。



第3部 地域相談支援

I 地域相談支援の内容

1 地域移行支援

(1) サービスの内容

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。

- ア 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者
※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- イ 精神科病院に入院している精神障害者
※地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。
- ウ 救護施設又は更生施設に入所している障害者
- エ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者
※保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障害者（「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」（平成21年4月17日法務省保観第244号。法務省矯正局長、保護局長連名通知。）に基づき、特別調整対象者に選定された障害者をいう。）のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とする。
- オ 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者

2 地域定着支援

(1) サービスの内容

居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

(2) 対象者

- ア 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者
- イ 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、

障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者
なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。

※共同生活援助及び宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。

※上記ア又はイの者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

Ⅱ サービスの具体的取扱方針

1 地域移行支援

(1) 地域移行支援計画の作成

ア 指定地域移行支援事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた地域移行支援計画（所定の様式はなし）を作成しなければならない。作成にあたっては、利用者に面接によるアセスメントを実施しなければならない。

イ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成しなければならない。

ウ 計画作成会議（地域移行支援計画の作成にあたり、当該利用者に係る障害者支援施設等又は精神科病院における担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めなければならない。

エ 地域移行支援計画の作成にあたっては、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

オ 地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者に交付しなければならない。

(2) 相談及び援助

ア 指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を提供する。

イ 利用者に対してアの支援を提供するにあたっては、おおむね週に1回以上、少なくとも月2回以上、利用者との対面により行わなければならない。

なお、利用者との対面による支援とは、利用者が入所、入院等する障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等や体験宿泊場所への訪問による相談支援や地域生活への移行のための外出時の同行による支援をいう。

（３）障害福祉サービスの体験的な利用支援

指定地域移行支援事業者は、障害福祉サービスの体験的な利用支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行う。

なお、障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供にあたっては、委託先の指定障害福祉サービス事業者等の担当者との連絡調整や利用者に対する相談援助の支援が必要となるため、原則として、指定地域移行支援事業者が利用者に同行による支援を行うこと。

（４）体験的な宿泊支援

ア 体験的な宿泊支援は、利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室、設備及び備品等を備え、衛生的に管理されている場所で行わなければならない。

イ 体験的な宿泊支援は、指定地域移行支援事業者が自らアパート等を確保して実施する他、指定障害福祉サービス事業者等への委託により共同生活援助の共同生活住居や短期入所事業所等の空室を活用して行うことができる。

なお、体験的な宿泊支援の提供にあたっては、委託先の指定障害福祉サービス事業者等の担当者との連絡調整や利用者に対する相談援助の支援が必要となるため、原則として、指定地域移行支援事業者が利用者に同行又は宿泊場所への訪問による支援を行うこと。

●地域移行支援の流れ（イメージ）

初期段階

- 地域移行支援計画の作成（利用者の具体的な意向の聴取や、精神科病院・入所施設等の関係者との個別支援会議の開催等を踏まえて作成）
- 対象者への地域生活移行に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等（信頼関係構築、退院に向けた具体的イメージ作り）



中期段階

- 対象者への訪問相談（不安や動機づけの維持のための相談）
- 同行支援（地域生活の社会資源や公的期間等の見学、障害福祉サービス事業所の体験等）
- 自宅への外泊、一人暮らしやグループホーム等の体験宿泊
- 関係機関との連携（精神科病院・入所施設等との個別支援会議開催や調整等）



終期段階

- 住居の確保等の支援（退院・退所後の住居の入居手続きの支援）
- 同行支援（退院・退所後に必要な物品の購入、行政手続き等）
- 関係機関との連携・調整（退院・退所後の生活に関わる関係機関との連絡調整）

2 地域定着支援

(1) 地域定着支援台帳の作成

指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した地域定着支援台帳（所定の様式はなし）を作成しなければならない。作成にあたっては、利用者に面接によるアセスメントを実施しなければならない。

(2) 常時の連絡体制の確保等

指定地域定着支援事業者は、利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保するとともに、適宜居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握する。

常時の連絡体制については、当該指定地域定着支援事業所が直接利用者又はその家族との連絡体制を確保することが必要である。

なお、常時の連絡体制の確保は、夜間等に職員を配置する他、携帯電話等により利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保する方法によることも可能である。

利用者の状況把握については、居宅訪問等の見守りによる支援により利用者の現況及び利用者の緊急時等に適切に対応するための情報を把握すること。

(3) 緊急の事態における支援等

指定地域定着支援事業者は、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問や電話等による状況把握を行うとともに、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等及び医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援等の支援を実施する。

なお、一時的な滞在による支援については、利用者への付添いによる見守り等の支援を適切に行うこと（指定障害福祉サービス事業者等に委託可）。

Ⅲ 地域相談支援給付決定

1 障害支援区分認定調査

地域相談支援給付費については、障害支援区分の認定は不要であるが、対象者の状況を把握して適切に地域相談支援給付決定を行うため、障害支援区分認定調査の調査項目に係る調査を実施する。

2 地域相談支援給付決定の際の勘案事項

- (1) 障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況
- (2) 障害者に関する地域相談支援給付費等の受給状況
- (3) 障害者に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（②を除く。）の利用の状況
- (4) 当該障害者の地域相談支援の利用に関する意向の具体的内容

- (5) 当該障害者の置かれている環境
- (6) 当該申請に係る地域相談支援の提供体制の整備の状況

3 当該事項を勘案すべき事項として定める趣旨

(1) 障害の種類及び程度その他の心身の状況

地域相談支援を利用しようとする障害者については、障害支援区分の認定は要さず、障害の種類及び程度を勘案する。その際、当該障害者の身体障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳等に記載されている障害の状況のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。具体的には、訓練等給付費の対象となる障害福祉サービスを利用しようとする障害者と同様に、認定調査の調査項目に係る調査をもって障害の程度を含めた心身の状況を把握する。

(2) 地域相談支援給付費等の受給状況

(3) 他の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用状況

各区高齢障害支援課は、申請されたサービス以外のサービスの利用状況を踏まえ、地域相談支援給付決定により当該障害者が全体としてどのようなサービスを受けながら生活することになるのかを把握した上で地域相談支援給付決定を行う。

(4) 地域相談支援の利用に関する意向の具体的内容

当該障害者が受けようとする地域相談支援の内容、利用目的等、具体的にどのような利用の意向があるのかを勘案して地域相談支援給付決定を行う。特に、地域移行支援については、地域生活への移行に向けた意欲を含め、本人がどのような生活をしていきたいのかを十分考慮する必要がある。

(5) 当該障害者等の置かれている環境

地域移行支援に係る地域相談支援給付決定を行うに当たっては、当該障害者の入院又は入所している期間、家族関係や地域生活への移行後における生活環境（例えば、事業所・施設や医療機関までの距離や交通手段）等を勘案する。

地域定着支援に係る地域相談支援給付決定を行うに当たっては、家族等の同居の有無、同居している家族等の年齢、心身の状況及び就労状況、同居している家族等による当該障害者への緊急時等において必要となる支援の見込み等を勘案して、地域相談支援給付決定をする。

(6) 当該申請に係る地域相談支援の提供体制の整備の状況

地域相談支援給付決定を行うに当たっては、実際に当該障害者が当該地域相談支援を利用できる見込みがあることが必要であることから、障害福祉サービスと同様に本事項を勘案することとする。

4 地域相談支援給付決定の有効期間

(1) 地域移行支援

地域移行支援については、長期にわたり漫然と支援を継続するのではなく、一定の期間の中で目標を立てた上で効果的に支援を行うことが望ましいサービスであるため、有効期間を最長6か月間とする。

この期間では十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を提供することにより地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6か月間の範囲内で給付決定期間の更新が可能である。

なお、更なる更新については、必要に応じて区審査会の個別審査を経て判断する。

(2) 地域定着支援

地域定着支援については、一定期間ごとに支援継続の適否を評価することが適当であることから、有効期間を最長1年間とする。

対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年間の範囲内で給付決定期間の更新が可能である。

また、更なる更新についても、必要性が認められる場合については更新可。